

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に
ついて

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市長又は教育委員会は、法別表第1の下欄に掲げる事務であって、これを処理するために必要な限度で、同欄に掲げる当該事務以外の自らが行う事務を法第9条第2項の条例で定める事務として、当該事務により収集された特定個人情報を利用することができる。
- 4 前2項の規定により特定個人情報を利用する場合は、規則で定める方法により公表しなければならない。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 市長又は教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第４条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

（提出理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第９条第２項に基づく個人番号の利用及び同法第１９条第９号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。